

2 官業改革関係

ア 施設等の整備・管理・運営等

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
① 刑事施設の民間開放推進 (法務省)	a 今後、刑務所等の新設に当たっては、PFI手法により設置した美祢社会復帰促進センターの実施状況も勘案しつつ、PFI手法による整備を積極的に進めるとともに、刑事施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務の民間委託を行う等、民間開放を推進する。	逐次実施			○ (法務省) ・ 第1号刑務所PFI事業(美祢社会復帰促進センター整備・運営事業)について、平成19年4月運営開始。 ・ 第2号刑務所PFI事業(島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業)について、平成20年10月運営開始予定。 ・ 第3号刑務所PFI事業(喜連川社会復帰促進センター等運営事業)及び第4号刑務所PFI事業(播磨社会復帰促進センター等運営事業)について、平成19年10月運営開始。
	b 既存施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関する事務については、先行事例(美祢社会復帰促進センター)の実績に対する評価も踏まえつつ民間開放を推進する。	逐次実施			○ (法務省) ・ 第3・4号刑務所PFI事業において、新設施設のみならず、近隣の既存施設(第3号事業は黒羽刑務所、第4号事業は加古川刑務所)の業務の一部も民間に委託することとし、平成19年10月運営開始。 ・ 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第11条に規定する刑事施設における施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関する事務の一部を一定の要件を満たす民間事業者へ委託することを可能とする特例措置の全国化については、各刑務所PFI事業の実施状況や評価・調査委員会による評価などを踏まえ検討。
② 庁舎・宿舍の民間開放推進 (財務省)	a 庁舎・宿舍の維持管理についても、民間開放を推進する。	逐次実施			○ (財務省) 庁舎・宿舍の維持管理については、これまでも国自ら実施する必要性に乏しい業務について、民間委託を行っているところ。こうした中、16年度以降は、これまでの民間委託方式に加え、PFI方式を積極的に活用(15年度末15件→19年度末48件)し、更なる民間開放を進めている。
	b 庁舎・宿舍の集約立体化等に当たっては、PFI方式の一層の活用を図る。	逐次実施			○ (財務省) 庁舎・宿舍の集約立体化等に当たっては、PFI方式を積極的に活用(15年度末15件→19年度末46件)し、効率的な整備に努めている。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
③日本万国博覧会 記念機構 (財務省)	a 日本万国博覧会記念機構が実施している業務のうち、公園の整備・運営に関して行われている業務については、既に施設運営・管理、動植物管理、利用者サービス等について民間開放を実施しているが、今後とも更なる業務効率化を図る観点から、民間開放の対象業務拡大について検討し、必要な措置を講ずる。	平成19年度までに検討・結論、以降速やかに措置			○ (財務省) 更なる業務効率化を図るため、'70年万博の資料及び展示品の整理・修復や、新規イベントの実施等に際してアウトソーシングを活用したところである。また、平成20年度からは『公園だより』の紙面作成を新たに民間開放の対象業務とするほか、新たな集客を見込めるイベントの企画について、企画競争を活用して実施するなど、更なる民間開放を進めることとしている。
	b また、基金事業についても、一層の民間の知見を取り入れることにより、効率的かつ効果的な助成金の交付となるよう努める。	平成19年度までに検討・結論、以降速やかに措置			○ (財務省) 助成事業の事後評価を実施するための方法などについて、民間の有識者から構成される基金事業審査会から意見聴取を行い、その結果を踏まえ、実施要項を策定し、平成19年度助成事業から事後評価を本格実施しているところである。評価結果については、適宜、審査会に報告し、今後の基金事業の改善のために活用することとしている。
④船員保険保養所 (厚生労働省)	船員保険保養所については、平成17年度末までにその数を平成13年度の半数とするとの合理化計画に基づき、27施設のうち約半数の13施設が既に廃止されたが、残り14施設についても、そのほとんどで採算がとれない状況にある。施設運営の厳しい状況にかんがみ、「規制改革・民間開放推進3か年計画」においては、平成18年度以降についても、関係者間の議論を踏まえ、合理化計画を策定するとの閣議決定がなされているところであるが、新たな合理化計画については、船員保険法の抜本改正に伴い、未だ策定されない状況にある。 したがって、船員保険法の抜本改正後に、速やかに検討を開始し、関係者の合意を得た上で、平成19年度中に合理化計画を策定し、当該計画に基づく施設の合理化を平成22年度までに行うよう努める。	結論	以降実施		一 (厚生労働省) 船員保険保養所等については、平成19年度中に整理合理化計画を策定すべく、船員保険事業運営懇談会施設検討小委員会において、19年9月から20年3月までに7回議論を行ったが、関係者の合意を得るには至らなかった。 今後、関係者の合意を得た上で、平成20年度のできるだけ早期に整理合理化計画を策定し、当該計画に基づく施設の合理化を平成22年度までに行うよう努めることとしている。
⑤政府管掌健康保険 保養所の民間開放 推進 (厚生労働省)	a 整理合理化計画を前倒して実施するとともに、運営収支の改善が見られない施設は、速やかに廃止、売却する。		逐次実施		○ (厚生労働省) 政府管掌健康保険保養所については、平成17年3月31日付「年金・健康保険福祉施設(病院を除く)に係る整理合理化計画」に基づいて、平成17年10月1日に設立した独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において5年以内に全ての施設の廃止・売却を行うこととしている。 現在、当該機構に政府管掌健康保険保養所の35施設を出資し、そのうち24施設が売却済である。(平成20年3月31日現在)

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	b 機構の施設の譲渡・廃止を真に効率的かつ効果的に行うためには、如何なる業務を機構内部で行い如何なる業務を外部に委託することが望ましいのかについて検討・整理し、外部委託を行うことが合理的とされた業務についてそれを実施する。	結論	措置		◎ (厚生労働省) 効率的かつ効果的に施設の譲渡・廃止を行うために、以下の業務につき、一般競争入札により外部委託を行った。 ① 不動産鑑定業務 平成19年5月14日に全施設を対象に、地区割りにて(A・B地区)入札を実施 ② 耐震診断調査業務 平成19年7月5日から10月19日にかけて計31施設を対象に入札を実施 ③ 土壌調査等業務 平成19年7月27日に「サンピアあいら」を対象に入札を実施。平成19年11月13日に5施設を対象に一括で入札を実施 ④ 管理委託業務 平成19年11月12日に「もりおか」、11月22日「サンピアあいら」につき入札を実施
	c また、現行の施設売却業務は、媒介業務と入札の補助業務を一体とした委託により行われており、当該業務の入札は、公募プロポーザル方式により選定された宅地建物取引業者に限定された指名競争入札により実施されている。本来、媒介業務とは売主にとって最適な購入者を探し出す労力等の提供を意味するものである。加えて、施設売却を最も効率的かつ効果的に行うためには、宅地建物取引業者のみに止まらず他の専門業者の知見を活用することが極めて有効と考えられ、そのためには、当該業務を適切な単位に区分し入札を実施するなどの方法も考えられる。 したがって、施設の譲渡・廃止業務の一部を外部委託することが合理的と判断される場合にあつては、宅地建物取引業者以外の他の専門業者を含めた民間事業者の知見が最も効果的に発揮できるよう、委託業務を適切に区分し、入札参加者を宅地建物取引業者に限ることなく、他の専門業者にも広く開放し具体的に多数の他分野事業者の参入を確保するかたちで機構業務の円滑な実施に資するよう質の確保に十分留意しつつ一般競争入札を実施する。	結論	措置		◎ (厚生労働省) ① 売却業務委託業者の選定に関し、指名競争入札から一般競争入札に移行(平成19年8月31日入札分より)(別紙6) ② 委託業務については、物件調査、マーケティング、スクリーニング、契約締結の補助、重要事項の説明、入札補助があるが、それぞれの業務が密接に関連しているため一体として委託

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	<p>d 機構が施設を売却するに当たっては、売却価格を最大化することで健康保険財政に対する損失を最小化することが求められており、その入札手続きは、透明で公正かつ効率的で効果的な方法により行われる必要がある。</p> <p>現在、機構は、施設の入札において、当該施設の売却予定価格を下回った場合には入札は無効としており、また、その予定価格については非公表としている。ただし、時価3億円以下の物件や不落物件等については、入札前の最低売却価格の公表を可能としているところである。他方、裁判所における不動産の競売や財務省における相続税物納財産の公売については、大量の物件について最低売却価格(売却基準価額・買受可能価額、見積価額)を設定し、それらをすべて公表している。</p> <p>したがって、機構は、物件の最低売却価格や参照価格を設定した場合には、これを開示する。</p>	措置			◎ (厚生労働省) 平成19年度下期以降に入札公告を実施した物件については、同時売却物件の所有者と協議の結果公表しないこととした場合を除き、最低売却価格を開示することとした。(平成19年9月26日)
	<p>e これまで施設売却業務の委託業者が、施設の購入者から媒介手数料を徴収することに関し機構は関与しないとの立場をとってきたが、機構は、本年度より委託業者をして機構業務に専念させるため、購入者からの手数料收受を禁じる措置を採用している。宅地建物取引の媒介手数料は、購入者への物件の紹介や契約に必要な情報の提供といった媒介業者が購入者に対し提供する労力への対価として、支払いがなされるものであるが、機構の施設売却に当たって機構の委託業者が媒介手数料を購入者から收受していた場合には、これが委託契約に照らし適切に行われたか検証されるべきである。したがって、機構は、これまでに委託業者が徴収した媒介手数料の実態を調査し、その結果を踏まえ、契約の解除等を含む適切な措置を講じる。</p>	措置			◎ (厚生労働省) 平成17・18年度の売却物件に係る媒介手数料の実態につき、調査委員会を設置して検証を行った結果、委託契約に照らし問題となる事例は認められなかった。(平成19年11月21日)

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑥京都年金基金センター (厚生労働省)	<p>京都年金基金センター(「らんざん」)は、企業年金制度の加入員及び受給者のための研修・保養等を目的とした施設である。</p> <p>平成17年度の運営状況は、約2500万円の赤字であり、宿泊室稼働率も60%となっているが、経営改善の一環として、平成17年度から運営を民間に全面委託し、会員以外の利用を積極的に行うなど、平成18年度も継続して独立採算達成に向け徹底した経営努力に取り組んだことにより、平成18年度における運営状況(見込み)は約500万円の黒字となり、宿泊室稼働率も73.6%と向上している。</p> <p>したがって、独立採算による運営を継続させるための経営努力を引き続き行うとともに、仮に、今後、赤字基調に復帰した場合には、会員のニーズを考慮しつつ、施設の売却を含めた抜本的な運営方法等の見直しを行う。</p>	逐次実施			○ (厚生労働省) 京都年金基金センター(「らんざん」)については、独立採算による運営を継続させるための経営努力を行ったところ。(平成19年度決算の報告は平成20年8月以降の予定。)
⑦雇用・能力開発機構が管理・運営する雇用促進住宅に係る業務の見直し (厚生労働省)	<p>雇用促進住宅については、早期の廃止が決定されていることから、これを着実かつ円滑に推進するため、機構は、民間事業者の知見・ノウハウを活用し住宅の売却方法について常に工夫を行いつつ、住宅の売却を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも平成33年度までにすべての処理を完了する。</p> <p>また、明け渡し請求に関する期限、立退き料等について、元々政策的に格安な対価によって特定の資格者に対してのみ受益を与えてきた措置であったことを踏まえて、民間同士の借家法適用住宅における立退き料等とは異なり、土地収用法の基準(「公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和37年10月12日用地対策連絡会決定)」)を踏まえ、特別な追加的受益を入居者に得させることのない基準を設定し、これに沿った早期の移転を進める。</p>	平成19年度以降縮小、遅くとも平成33年度までに廃止			○ (厚生労働省) 雇用促進住宅の売却促進のため、機構に民間の不動産会社等から出向者を受け入れ、売却部門の責任者とし、民間事業者の知見・ノウハウを活用することとした。 また、当該売却方法に伴う退去者に対する立ち退き料については、土地収用法の基準(「公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和37年10月12日用地対策連絡会決定)」)を踏まえ、給付の基準を決定し、早期の移転を進めることとした。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
⑧鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (国土交通省)	a 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の鉄道建設・保有業務については、民鉄線(鉄道建設・運輸施設整備支援機構においてP線に区分されるもの)を建設して鉄道事業者に譲渡してきたが、今後は新規の建設・譲渡は行われず、また、これに伴い、債権回収・債務返済業務を着実かつ効率的に行うことが求められていることから、借換えを行う際の資金調達コストの縮減に一層取り組むとともに、債務者である鉄道事業者の期限前返済を行う意向があるかを十分に踏まえつつ、債務の着実な返済や債務者である他の鉄道事業者に対する不利益を生じさせることがないことを前提として、期限前返済に係る条件を検討する。	平成19年度中を目途に検討・結論、以降速やかに措置			○ (国土交通省) 平成19年度中を目途に検討・結論、以降速やかに措置するとされた規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申を受けて、鉄道建設・保有業務については鉄道事業者の期限前返済を行う意向があるかを十分に踏まえつつ、債務の着実な返済や債務者である他の鉄道事業者に対する不利益を生じさせることがないことを前提とした期限前返済に係る条件について、同年度に外部有識者を含む委員会を設置して検討を行った。 その結果、鉄道事業者からの申し出に応じ、他の鉄道事業者に対して生ずる不利益相当分について補償金を徴収すること等を条件として、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して期限前返済を行うことができることとすべきとの結論を得たため、同年度末に業務方法書に当該内容を反映させるための変更を行い、20年度より実施できることとした。 また、資金調達コストの一層の縮減に向け、シンジケートローンの活用、柔軟かつ機動的な短期資金の調達や勘定間融通を行う等の取組を行っている。
	b 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造等業務については、現在、約378億円もの債務超過状態にあることから、信用リスクの外部審査委託など債権管理・回収強化に努めているが、さらに、民間金融機関で行われている信用リスク管理手法を参考にしてリスク管理体制を強化し、財務内容の改善を図る。	平成19年度中を目途に検討・結論、以降速やかに措置			○ (国土交通省) 平成19年度中を目途に検討・結論、以降速やかに措置するとされた規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申を受けて、船舶共有建造等業務については、民間金融機関による信用リスク管理システムを活用することにより、リスク管理体制を強化することとした。
	c 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の高度船舶技術開発等業務については、助成金交付業務、利子補給業務及び債務保証業務が、技術の開発支援・実用化支援の一環として一体的に運営されていることを踏まえ、次期中期計画策定時に、実績の少ない業務についてニーズや有効性の検証等を行うことにより、業務の財務基盤となっている信用基金の存続の必要性を含め総合的に見直す。	平成19年度中を目途に検討・結論、以降速やかに措置			○ (国土交通省) 平成19年度中を目途に検討・結論、以降速やかに措置するとされた規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申を受けて、高度船舶技術開発等業務については、利子補給及び債務保証を廃止し、債務保証の財政的基盤となっている基金を廃止することとした。
⑨都市再生機構 (国土交通省)	a 機構の行うべき都市再生事業を民間のみでは実施困難なものとするため、例えば、権利関係が輻輳し調整が難しいこと、採算性が低いことなど機構が事業を行うことができる基準を明確化する。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		○ (国土交通省) 機構の行うべき都市再生事業については、現在計画実行中のものを除き、防災性の向上や環境の改善、地方の都市再生など公の政策目的に資するとともに、民間のみでは実施困難なものに限定する観点から、平成20年3月に、機構が行う都市再生事業の基準を策定・公表した。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	b 現在、事業が進んでいるものの中で、リスクが少なく民間に売却が可能であり、当該地域のまちづくりの方針との関係で支障がないものについては、事業の初期段階であるかどうかにかかわらず売却を進め、民間の事業機会創出のバックアップに努める。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		◎ (国土交通省) 市街地再開発事業における特定建築者制度等(工事の施工、保留床の取得等を前提に事業の初期段階で民間事業者が参画する制度)の活用などにより、事業の各段階において民間事業者の参画意欲を確認し、可能なものについては、民間事業者に事業を委ねた。 また、都市再生パートナーシップ協議会等を通じた民間事業者との意見交換により、そのニーズ・意向等の把握に努め、民間の事業機会を創出した。
	c 事業に際しては、良質なまちづくりの実現を図るとともに土地の有効高度利用を図ることによって売却価額の高額化をはかるなど、事業総価値の最大化を目指す。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		◎ (国土交通省) 事業実施に当たっては、総合設計、地区計画等の制度活用や基盤整備の実施、民間事業者と連携し、その意見を事業計画に反映させること等により、良好な市街地の形成を促進することで土地の商品価値を高め、事業総価値の最大化を図った。
	d 機構の保有する賃貸住宅のうち、公営住宅階層の居住者が大半を占めているものについては、機構本来の役割に徹するべく地方公共団体に譲渡するなどして機構の業務から切り離すため、当該団体と協議する。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		◎ (国土交通省) 平成19年10月・11月に、UR賃貸住宅のある134の地方公共団体に対して、UR賃貸住宅の公営住宅化等についてヒアリングを実施した。 なお、財政状況等を理由に、多くの地方公共団体から公営住宅化について難色を示されたところであり、また地方自治法第99条に基づく意見書等が提出されたところである。 「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」(平成19年12月策定)に基づく個別団地の方向性について地方公共団体と協議を実施した。 個別団地の方向性に従って、居住の安定に配慮しつつ、入居者の同意を得た上で公営住宅等としての譲渡、活用について、逐次協議することとした。
	e 老朽化した賃貸住宅の建替え事業の際、機構法第26条第1項第2号の基準を厳格に運用し建て替え事業を厳選するとともに、建て替え事業の目的や必要性を公表することにより同条が適切に運用されていることを検証し得る条件の整備、周辺棟・団地等への移転を積極的に活用するなど、現在の制度を抜本的に見直す。これに伴い、家賃減額についても、縮小の方向で見直す。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		◎ (国土交通省) 独立行政法人都市再生機構法第26条第1項第2号の基準を踏まえ、建替事業を厳選した上で、平成19年12月に「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」を策定した。 従来からの全面建替の他、建替事業と改善事業を複合的に行う事業、団地を建替えないで集約化することにより団地の再生を図る事業など、周辺団地等への移転の活用、家賃減額措置の見直し等を図った新たな事業スキームを導入した。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	f 建替え事業の際に、建物を広域的に集約化し、その結果生じる整備敷地(余剰地)については、公共施設用地や民間の住宅用地として供し、資産の圧縮に努める。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		◎ (国土交通省) 建替事業によって生じる整備敷地の活用については、平成19年度、前原地区など約21haを公共・公益施設用地や民間住宅等の敷地として譲渡し、資産の圧縮に努めた。 また、平成19年12月に策定した「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」において、団地を建替えないで集約化することにより団地の再生を図る事業や団地全体をUR賃貸住宅以外の用途へ転換する事業を導入することとし、これらの事業によって生じる整備敷地についても建替事業と同様に譲渡を推進し、資産の圧縮に努めることとした。
	g 機構の持つ77万戸の賃貸住宅について適正化に向けた今後の削減目標を明確にする。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		◎ (国土交通省) 平成19年12月に「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」を策定し、ストックの再生・再編の新たな方向性及びストックの規模の適正化に向けた削減目標を設定した。
	h 既存賃貸住宅への新規入居者との賃貸借契約は、建替え予定の団地以外においても、定期借家契約を幅広く導入する。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		○ (国土交通省) 建替え予定団地の空家住宅に加え、ストックの再生・再編に係る事業期間中の移転等に伴う空家住宅について、定期借家住宅を逐次導入することとした。
	i 管理業務においては、入札などを行い、可能な限り民間委託の範囲を拡大し、業務の効率化と管理コストの削減を図る。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		○ (国土交通省) 関連会社等が実施していた業務のうち、大・中規模修繕の民間開放は平成15年度に完了しているほか、植栽管理や窓口案内等業務などの段階的な民間開放を推進した。 上記以外の関連会社等が実施していた業務についても、平成19年12月に「随意契約見直し計画」を策定し、原則、すべて競争性のある契約方式に移行することとした。
	j ニュータウン整備事業については、新規事業は着手しないこととしているが、既に実施中の事業については、中期目標において、平成25年度末までに工事完了、平成30年度末までに供給完了とされており、今後も膨大な事業コストが発生すると思われる。これらは、積極的に、中止、縮小等事業の見直し、民間事業者への早期売却を一層促進する。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		◎ (国土交通省) ニュータウン整備事業については、中止、縮小等事業の見直し、民間事業者への早期売却を積極的に実施してきており、平成19年度は、高山地区など2地区において中止決定した。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	k 建替え事業に伴う整備敷地(余剰地)の売却促進、事業用定期借地(底地)の証券化、関連会社の株式売却等による資産圧縮を図る。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		○ (国土交通省) 建替事業によって生じる整備敷地の活用については、平成19年度、前原地区など約21haを公共・公益施設用地や民間住宅等の敷地として譲渡し、資産の圧縮に努めた。 事業用定期借地(底地)の証券化については、平成19年度内に特定目的会社を利用し、所要資金の調達にかかる募集を金融機関等が幅広く参加できるような形態で実施した。 再開発ビルの事務所床については、平成19年度、中野坂上、立川基地跡地などの計3件の公募売却にかかる入札を実施し、3件の売却を完了した。 保養所・分室・宿舎については、平成19年度、今井浜保養所など計12件の公募売却にかかる入札を実施し、10件の売却を完了した。 経営が安定し、出資目的を達成した関連会社等について、更に株式売却等に努めるよう、出資者である地方公共団体等との協議に向けて準備を進めているところである。
	l 機構の経営改善計画によると、繰越欠損金の解消時期は、平成30年度末となっているが、繰越欠損金の解消時期の前倒しを図れるよう、経営改善計画の細部に渡り見直しを行う。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		－ (国土交通省) 独立行政法人整理合理化計画、並びに経営改善計画策定時に想定されていなかった減損会計の導入や「UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針」の影響を踏まえ、平成20年度までに改定する。
	m 機構においては、地方公共団体などの他の株主の同意を得つつ、平成13年度末で58社あった特定関連会社及び関連会社を18年度末までに28社に再編整理したところである。その内訳は清算が1社、株式売却による自立化が8社、残り21社は合併となっている。特定関連会社及び関連会社の数は半減するなど一定の成果が見られるが、今後の関連会社等の整理合理化は、整理合理化の効果に着目し、関連指標を見据えつつ、経営が安定し、出資目的が達成されたものについては、株式売却等に努めるよう、出資者である地方公共団体等との協議を進める。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		－ (国土交通省) 経営が安定し、出資目的を達成した関連会社等について、更に株式売却等に努めるよう、出資者である地方公共団体等との協議に向けて準備を進めているところである。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	n 関連会社等の業務は、機構が本来自ら行う業務を代行するものと、大規模賃貸住宅の管理に係る民間事業者のノウハウの蓄積が必ずしも十分でないために関連会社等が行っているもの等がある。これら業務に関しては、本体業務との関連性、一体性を考慮しつつ、後者に区分されるものについては、現在の居住者サービスの質を下げないこと等を前提とし、コストの削減が可能かどうかを比較検証した上で、一定の仕様を定めて、競争性のある入札方式により外部に発注する方策の導入について検討する。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		◎ (国土交通省) 平成19年12月に「随意契約見直し計画」を策定し、関連会社等との随意契約については、原則、すべて競争性のある契約方式に移行することとした。
	o 関連会社等以外への競争性のない随意契約についても、可能な限り、一般競争入札等(競争入札・企画競争等)に移行する。		平成20年度までに結論、結論を得次第措置		○ (国土交通省) 平成19年12月に「随意契約見直し計画」を策定し、関連会社等以外への随意契約については、原則、競争性のある契約方式に移行することとした。
⑩防衛施設(広報施設、倉庫、整備工場等)の民間開放推進(防衛省)	a 防衛省におけるPFI事業活用のメリットを勘案すると、当面次のような分野においてPFI事業による民間開放を推進する。 ・ 公務員宿舎 ・ 広報施設(特に新規施設及び機能増大の場合) ・ 厚生施設(特に新規施設及び機能増大の場合)	逐次実施			○ (防衛省) 平成16年3月にPFI事業契約を締結した立川公務員宿舎については、平成19年2月に全ての施設が完成し、維持管理運営業務を実施中である。また、平成17年3月にPFI事業契約を締結した海自呉史料館については、平成19年3月に施設が完成し、同年4月から維持管理運営業務を実施中である。
	b 今後整備・補給、輸送、教育・訓練、情報処理を始め業務全般について、英国国防省におけるPFI事業による民間開放の事例を参考にPFI事業の可能性追求を行う等により、包括的又は部分的な民間委託を推進する。	逐次実施			○ (防衛省) 整備・補給、輸送、教育・訓練、情報処理を始めとした業務全般について民間開放を推進している。 ・ 装備品等の維持・修理については、旧軍のように工廠を有していないことから、航空機・艦船等の定期検査・修理等について、民間企業と役務契約を締結し、民間役務を活用している。 ・ 自衛隊の行動に係る輸送については、例えば、イラク人道復興支援特別措置法に基づく活動に係る人員や装備品等の輸送、国際緊急援助隊派遣法に基づくインドネシア国際緊急援助活動及びパキスタン国際緊急援助活動に係る人員の輸送について、その一部を民間委託により行った。 ・ 自衛隊以外でも実施可能な知識、技能を付与する一般的な教育については、民間への委託可能性について検討を行い、これまでも語学等の教官業務、システム関連要員の育成、航空機に係るシミュレータ教育・学科教育の一部等については逐次民間への委託を実施している。 ・ 情報処理に係るサーバーや端末等のハードウェアについては、指揮・統制に関わるもの等防衛装備品として専用の機能を持つもの及び一般に広く流通しているもので費用対効果上買い取った方が安価なものを除き、民間事業者から借上げることとしている。

イ 検査・登録・資格試験等

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
①危険物保安術協会 (総務省)	一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準・事後措置について、安全の確保を前提に検討する。 その結果、認定制度・基準が整備された場合には、認定基準に合致する事業者について、自主検査を認める。	平成19年度中を目途に検討・結論、引き続き措置			○ (総務省) 工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認められる事業所が行う一定の変更工事について、市町村長等が事業所の自主検査結果を活用して完成検査等を実施することができる範囲について、「「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」の一部改正について」(平成20年1月28日付消防危第16号)により、特定屋外タンク貯蔵所のタンク本体及び事業所の敷地外の移送取扱所に係る変更工事にも拡大することとして措置した。
②検疫の民間開放推進 (厚生労働省)	検疫業務については、国民の身体、財産を直接侵害するような実力行使を伴う業務であることを踏まえつつ、公正性、中立性を確保し、業務を円滑かつ適正に実施できるよう事務処理の明確な基準を定め、かつ、民間の資格要件等についての担保措置を整備すること等により、検疫業務の民間開放を推進する。	逐次実施			○ (厚生労働省) 海外の感染症発生状況等の情報提供を行うインターネットホームページの管理運営について、引き続き、民間業者に委託した。
③中央職業能力開発協会 (厚生労働省)	中央職業能力開発協会は国からの補助金等により多くの事業を実施しているが、各種技能検定職種のうち、現在民間参入が行われている職種は非常に限定的であることから、更なる民間参入の促進を図る。 また、民間参入のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかどうか検証し、見直しを行う。	平成19年度以降速やかに措置			○ (厚生労働省) 平成18年度に民間参入の促進、技能検定職種の統廃合等の基本的考え方について報告書を取りまとめたところ。 その考え方にに基づき、技能検定職種の統廃合等について調査・検討し、4職種について統廃合を行うとともに、3職種について指定試験機関(民間)方式により実施することとし、平成19年度に職業能力開発促進法施行令の一部を改正した。(平成19年4月4日政令第158号(公布日施行)、平成19年10月31日政令第323号(公布日施行)、平成20年2月27日政令第34号(公布日施行)) http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/09/h0905-1.html (「技能検定職種等のあり方に関する検討会」報告書)
④農林水産消費安全技術センター (農林水産省) <Ⅲ農水エ①に再掲>	a 農薬の登録については、安全性の担保等を理由に国が果たすべき役割として様々な検査を行っているが、他方で農薬の登録に要する期間が長期に及ぶことから、農業生産の効率化に向けその期間短縮、簡素化が求められているところである。 このため、農林水産消費安全技術センターにおいて数値目標を設定すること等により検査の効率化に努めるとともに、関係行政機関と連携して農薬の登録に要する期間の短縮に取り組む。	措置			◎ (農林水産省) 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの第2期中期目標において、業務の効率化を図ることにより、第1期中期目標期間で目標とした検査期間を更に5%程度短縮することとし、基準の設定が必要な農薬について、1年5ヶ月以内から1年4ヶ月以内(基準の設定が必要のない農薬は、11ヶ月から10.5ヶ月以内)を目指すこととした。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	b 現在、薬効・薬害試験等農薬の登録申請に用いられる各種試験成績の一部には、都道府県の農業試験場等の公的機関において試験したものの提出を求めているが、期間短縮を図る観点から、信頼性を確保できる民間機関による試験を認めるなど民間開放を推進する。	措置			◎ (農林水産省) 関係通知を改正し、薬効・薬害試験及び農作物の残留性試験に関して、民間試験機関による試験成績を認めることとした。
	c 農薬の適用病害虫の適用拡大については、いまだ適用拡大について改良の余地があるため、更なる適用拡大を認める。	措置			◎ (農林水産省) 平成19年4月に通知(「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について(13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知))を改正し、農作物に係る適用病害虫等の拡大等に資するため、類似性の高い作物のグループ単位の登録として、新たに3グループを登録した。
	d 普通肥料の銘柄登録については、安全性の担保等を理由に国が果たすべき役割として検査を行っている。 これまで、業務の効率化による審査期間の短縮、業務のアウトソーシングの推進等の取組を行ってきているところであるが、普通肥料の生産業者の一層の負担軽減を図る観点から、原材料や生産工程・これまでの科学的知見を踏まえ、普通肥料のうち可能なものは更新期間を6年間に延長する。	措置			◎ (農林水産省) 肥料取締法施行規則及び関係告示(「肥料取締法施行規則第7条の6第5号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件(平成13年農林水産省告示第643号)」及び「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件(昭和61年農林水産省告示第284号)」)を改正し、普通肥料の一部について、更新期間を6年に延長した。
⑤種苗管理センター (農林水産省) <Ⅲ農水エ②に再掲>	a 再試験が必要とされる理由を明確に申請者に説明するとともに、申請者においてその説明に疑問があれば、意見交換を行うなどの透明性の高い対応の仕組みを確立する。	措置			◎ (農林水産省) 審査要領を改正(19年7月4日)して、再試験が必要とされる理由を付して申請者に通知するとともに、栽培試験期間中に問題が生じた場合は、迅速に出願者に通知して、現地にて状況を確認できる等の改善を行った。
	b 栽培試験のみならず、更なる品種登録業務の民間開放を推進する。	措置			◎ (農林水産省) まいたけ、すいれん等について、審査基準を作成するために必要な特性分類調査を一般競争入札により民間に委託した。
	c 種苗管理センターの中期計画において、原原種生産の部分的な民間移行を検討しているが、日本の農産物の競争力を高めるためにも、民間企業において生産意欲のある原原種については、安定供給の確保を図りつつ、民間移行を確実にかつ早期に行う。 なお、その結果、同センターが引き続き生産を行う原原種についても、生産意欲のある民間企業が現れ、安定供給の確保が図られる場合は、その企業への原原種生産の移行を行う。	措置			◎ (農林水産省) 民間等関係者間の協議・調整への参画等、民間企業の円滑な参入が可能となるよう協議会を開催するなど環境整備に努めているところであり1社参入予定。 なお、種苗管理センターにおいては、参入予定企業から依頼があった隔離ほ場における原原種生産の受託について、当該企業と具体的な方法や手続き等について協議し、着実に作業を進めているところである。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑥自動車検査独立 行政法人 (国土交通省)	<p>自動車の継続検査(いわゆる車検)については、約70%は既に民間の指定整備工場において点検・整備と検査がセットで実施されている。</p> <p>しかしながら、民間の指定整備工場において、検査のみを実施することは認めておらず、残りの約30%については、自動車検査独立行政法人において検査を実施しているところである。</p> <p>自動車検査については、今後、更なる民間能力の活用を図るため、指定整備率の確実な一層の向上を図るべく、例えば指定要件の緩和などを含め具体的方策を策定し、その着実な実施を図る。</p>	措置済 (平成19年4月1日施行)			

ウ 調査・研究、研修等

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①独立行政法人酒 類総合研究所 (財務省)	a 酒類総合研究所の研究業務については、一層の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、積極的に民間機関との共同研究や研究の民間機関への移行を念頭におきつつ、基礎的・基盤的研究に重点化を図るべきである。	検討開始、結論を得次第措置			○ (財務省) 研究課題を見直し、中期計画を変更する方向で、研究業務の重点化を検討中。
	b 酒類の分析業務についても、中立性を保ちつつ、民間開放を推進する。	検討開始、結論を得次第措置			○ (財務省) 酒類の分析業務については、中立性に配慮しつつ民間開放について検討し、平成19年度には6件を実施した。
②独立行政法人日 本学生支援機構 (文部科学省)	a 当該機構が国の教育施策の一環として実施している奨学金貸与事業は、一方では政策金融機関類似の業務であり、金融業務として適切・効率的に実施されているか、「民間でできることは民間に委ねる」ことができないか等の観点から、見直しが行われるべきである。まず、回収業務については、平成17年度における要回収額に係る回収率は78.2%、平成16年度の77.9%に比して向上はしているが、引き続き回収率の更なる向上についての分析と方策を検討し、業務の効率化、合理化の観点から、費用対効果の検証を踏まえつつ、回収業務について民間に委ねられる業務については、積極的に民間委託を進める。	措置			○ (文部科学省) 奨学金回収強化策及び関連事項について検討を行うため、「奨学金の返還促進に関する有識者会議」(座長:市古夏生 お茶の水女子大学教授)を設置し、平成19年度は5回審議した。 返還金回収業務については、これまでの民間委託を引き続き推進するとともに、平成19年度から新たに、休日等の返還督促架電の委託を追加し、より効率的・効果的な業務の実施が可能なものについて、積極的に民間委託を進めたところである。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	b また、融資業務についても、より効率的・効果的な業務運営を推進する観点から、民間活用について検討する。	措置			◎ (文部科学省) 奨学金貸与業務については、これまでの民間委託を引き続き推進するとともに、平成19年度から新たに、返還誓約書に添付する書類等の点検および確認書の照合作業の委託を追加し、より効率的・効果的な業務の実施が可能なものについて、積極的に民間委託を進めたところである。
	c さらに、学生生活支援事業については、学生向けに開催している各種イベント(セミナー、フェスタ等)、教職員向けの研修、月刊誌発行事業等に関して、対象者の間における認知度やニーズの観点から、効率的・効果的な運営が行われているかを把握し、学生生活支援に関する大学等の自主的な取組を促すための支援という観点から当該機構の実施する学生生活支援業務の対象を厳選し、必要性の少ない事業については統合や廃止を検討する。	措置			◎ (文部科学省) 学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、障害のある学生の修学支援をはじめ、各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施することとした。 なお、平成19年度の事業実施にあたっては、「地区就職指導担当職員研修会」及び「体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナー」を平成18年度末をもって廃止などの見直しを行ったところである。
③独立行政法人労働政策研究・研修機構 (厚生労働省)	a 機構が行う研究事業においては、中期目標で示された中長期的な労働政策の課題に係るテーマに対応したプロジェクト研究及び個別研究を行っているが、そのすべてを機構自らが行う必然性はないものと考えられる。したがって、機構が行う研究は、労働政策の企画立案に資するプロジェクト研究及び厚生労働省の要請研究の中でも緊急性・重要性の高い新たな政策課題に関する研究に集中し、その他の研究については機構が行うものとしては廃止する。	措置			◎ (厚生労働省) 独立行政法人労働政策研究・研修機構中期目標(第2期)(平成19年3月9日)及び中期計画(第2期)(平成19年4月1日)において、以下のとおり措置した。 ・プロジェクト研究について、重点化を図り、第1期の9テーマから7テーマとした。 ・個別研究について、厚生労働省からの要請に基づき、社会経済情勢の変化等により、緊急性・重要性の高い新たな政策課題に関する研究のみを実施するものとし、それ以外の機構が自主的にテーマを設定する研究(自主研究)を廃止した。
	b さらに、研究実施者については選定・評価を厳格に行うとともに、過去の業績を的確に評価すること等、審査の客観性・透明性を高めるための厳格・公正な選定基準を予め明示したうえで、公募による選定を導入する。	措置			◎ (厚生労働省) 独立行政法人労働政策研究・研修機構中期計画(第2期)において、「任期付研究員や非常勤研究員等の公募・採用により、大学や他の研究機関に所属する外部の優秀な研究者の参画」させること、また、「政策担当者や労使関係者などの実務家の研究参加を求めるなど外部の幅広い人材を活用すること」とし、機構において情報が無い分野の外部研究員の研究参加を求める場合には、新たに公募を行うこととした。 平成19年度は、プロジェクト研究「雇用・失業の地域構造の変革要因に関する研究」の一環として、イタリアの地域雇用開発の変遷及び現状について情報収集と現地調査を実施するにあたって、当該分野における専門家の参加が必要となるため、機構ホームページにおいて、研究者に求められる能力や過去の業績等を明記した上で、外部研究者を公募し、1名を採用した。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	c 併せて、すべての研究について、事後に政策にどのように反映され、学術的な評価を得ることができたのかを検証し、これを公開する。	措置			◎ (厚生労働省) 独立行政法人労働政策研究・研修機構中期目標(第2期)及び中期計画(第2期)において、すべての労働政策研究の成果を対象として、労働政策の企画立案及び実施にどのように反映されたのか等、労働政策研究の有効性を検証するとともに、当該検証結果等も踏まえた厚生労働省からの評価を受けることとし、評価結果の達成目標を明記した。 これらに基づき、機構の調査研究成果物については、労働法・労働経済等の専門である大学教授から構成されるリサーチ・アドバイザー部会の評価を受けており、評価結果については機構ホームページにおいて公開した。 また、プロジェクト研究最終報告書に係る厚生労働省の評価結果を、機構ホームページにおいて公開した。 さらに、政策の企画立案等に活用された研究成果事例等を収集し、機構ホームページにおいて公開した。
	d また、研修事業についても、その内容を詳細に検討し、民間で実施可能な内容については、民間開放を推進する。	措置			◎ (厚生労働省) 平成19年度は、「接遇」、「コミュニケーションの取り方」等の研修科目について民間委託を行い、「視覚障害者の職業問題」、「障害者の職業相談のためのカウンセリング技法」、「石綿関連疾患」等の研修科目について外部講師の活用を行った。このうち、「障害者の職業相談のためのカウンセリング技法」、「石綿関連疾患」等は、今般新たに設けた科目であるが、3か年計画を踏まえ、民間開放を行ったもの。 なお、公共サービス改革基本方針の改定(平成19年12月24日閣議決定)により、以下のとおり民間競争入札の実施を決定した。 ・ 公共サービス改革基本方針(抜粋) (独)労働政策研究・研修機構の設置・運営する「労働大学校」の施設の管理・運營業務を、民間競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「労働大学校」(埼玉県)

エ 給付、徴収等

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①国税のクレジットカード決済 (財務省)	国税の納付手段の一層の多様化を図るためのクレジットカード払いによる納付については、納税者の利便性の向上に寄与するものであり、納税者負担を含めた手数料負担の在り方等諸課題について検討を行い、結論を得る。	検討・結論			◎ (財務省) 現行の日本におけるクレジットカード決済では、支払を受ける者(販売店等)が決済額の一定率に相当する手数料を負担するのが一般的となっている。国税については、納税額が定額ではなく、少額から高額まで様々なものがあるが、仮にクレジットカードで国税を納付する場合、現状では、こうした納税額の一定率に相当する手数料を国が負担することになる。 この手数料の要素には、クレジットカード会社が利用者から支払を受けるまでの間の金利負担分など、本来、クレジットカード利用者が負担すべき性格のものが大きな部分を占めており、こうした性格の手数料を国が負担することは適当でない。 したがって、国税のクレジットカード払いによる納付については、手数料の納税者負担が必要であるが、日本におけるクレジットカード決済では利用者に手数料負担を求めることが難しい現状からその導入は困難であるとの結論を得たところである。
②国民年金保険料のクレジットカード決済 (厚生労働省)	国民年金保険料の納付率向上に向けて納付手段の一層の多様化を図るため、クレジットカード払いによる納付について、平成19年度中速やかに所要の措置を講ずる。	措置			◎ (厚生労働省) ・ 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(平成19年政令第309号)を平成19年10月11日公布。平成20年2月1日施行。 ・ 同日、国民年金法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第310号)を公布し、クレジットカード会社の指定要件を規定するとともに、クレジットカード会社の事前準備を可能とするため、経過措置を設け、公布日からクレジットカード会社の指定を可能とした。平成20年2月1日施行。(ただし、経過措置は公布日施行) ・ また、クレジットカード会社及び被保険者の申出等の手続きについては、同日、国民年金法施行規則の一部を改正する省令(平成19年省令第123号)を公布。平成20年2月1日施行。 ・ 指定をしたクレジットカード会社については、1月17日に報道機関への情報提供及び社会保険庁ホームページへの掲示を行った。
③若年退職給付の民間開放推進 (防衛省)	若年退職給付に関する業務については、基準に基づき決定された給付金の支給であり、裁量の余地はなく、十分なガイドライン化、マニュアル化等により民間による実施が可能であると考えられる。また、民間開放することで退職者に対するサービスの低下を懸念するとの意見もあるが、給付業務にノウハウを有する民間に任せることにより、むしろサービスの向上も期待し得ると考えられることから、若年退職給付業務の民間開放を推進する。	以降措置			○ (防衛省) 19年度は、民間事業者がマニュアルに従い処理を行うことと書類を集約した上で短期間に処理を行うこと等について、試験調査を行った。(20年1月～2月実施) 20年度においては、遠方の給付金支給機関を含んだ多数の書類を集約し処理を行わせること等について試験調査を実施するための予算措置を行った。

オ その他

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①放置駐車違反車両の移動・保管、パーキング・メーター等の保守管理 (警察庁)	<p>放置駐車違反車両の移動・保管については、警察署長のほか、全都道府県において、指定車両移動保管機関を指定しているが、現状においては、指定は公益法人(各都道府県の交通安全協会)に限られている。この指定車両移動保管機関を公益法人に限る合理的理由はないことから、新たな駐車法制の施行後の違法駐車状況等も踏まえ、指定対象について営利企業を含む法人一般に拡大するとともに、複数指定が可能となるよう検討する。</p> <p>なお、現在、放置駐車違反のレッカー等の諸経費が車の返還時まで徴収されていないケースもあり、放置駐車違反の一層の抑止の観点から負担金等の徴収方法についても検討する。(第166回国会に関係法案提出)</p>	法案成立後公布			○ 第166回通常国会において、 ・ 違法駐車車両の移動及び保管に関する事務を会社その他の法人に委託することとし、指定車両移動保管機関制度を廃止する。 ・ 車両の移動保管に係る負担金の納付命令の確実な発出等を図るため、警察署長は、保管した車両の使用者等の関係者に対して、必要な報告又は資料の提供を求め、また、官庁、公共団体等に照会し、又は協力を求めることができる。 こと等とする道路交通法の一部を改正する法律が成立、公布され、1年以内の政令で定める日(平成20年6月1日)から施行予定である。
②切手、証券、政府刊行物等の製造等における民間参入の推進 (財務省)	<p>印刷業務については、平成15年4月から独立行政法人化されることとされているが、独立行政法人の業務とされているもののうち切手、証券、政府刊行物等の製造、印刷等については、既に競合する民間事業者でも実施されていることを踏まえ、廃止、民間への移管を含め、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき所要の措置を講ずる。</p>	遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論			◎ (財務省) 独立行政法人国立印刷局の事務及び事業の見直しについては、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)において定められており、同計画を着実に実行するため、以下の措置を講ずるものとする。 ① セキュリティ製品のうち、偽造抵抗力を維持する必要がある銀行券等以外の製品については、銀行券等の製造技術の維持・向上のため行っているものと位置付け、このために必要な範囲内において行うものとする。 ② 情報製品事業については、白書等、個々の製品ごとに、公共性、製品の販売実績、収支、民間の参入動向等を踏まえ、官報や国会用製品等以外の製品のうち、多数の事業者が参入するなど民間においても十分対応できると認められる市販用白書、自動車保管場所標章の印刷などからは撤退を図るものとする。
③(財)介護労働安定センター (厚生労働省)	<p>介護労働安定センターの業務全般について民間との役割分担を明確化し、他の民間主体でも実施可能なものについて、そのような主体にも委ねられるよう、競争的手法による契約の導入等、民間開放を推進する。</p>	速やかに措置			○ (厚生労働省) 介護労働安定センターが行う訪問介護員養成研修2級課程については、民間での実施が進んできたことから平成19年度末をもって廃止した。
④独立行政法人緑資源機構 (農林水産省)	<p>a 水源林造成事業については、どのような基準で新規事業採択がなされているか不透明であるとの指摘があることから、事業の透明性を高めるとともに、国民に対する説明責任を果たす観点から、その事業目的を明らかとしつつ、厳密な費用便益分析に基づく定量的な採択基準により新規事業採択を行うとともに、これを国民に分かりやすい形で明らかにする。</p>	結論、以降速やかに措置			◎ (農林水産省) 水源林造成事業については、事業目的、対象地選定に係る基準を緑資源機構(現:森林総合研究所森林農地整備センター)ホームページに掲載し事業の透明性を高める取組を行っているところである。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	b また、緑資源幹線林道事業については、談合など入札等に関して公正取引委員会の調査が行われている。これについて、業務適正化を図る観点から、今後、不適正な事例が二度と発生することのないよう、研修等を通じた関係職員に対する法令遵守を徹底するとともに、現在の管理態勢を抜本的に見直し、チェック機能の強化等再発防止に向け、内部管理態勢の強化を図る。	結論、以降速やかに措置			◎ (農林水産省) 緑資源機構では、工事・測量等業務について、災害復旧等の場合を除き、平成19年度からすべて一般競争入札により実施するとともに、「発注者綱紀保持規程」、「発注担当者法令遵守マニュアル」(平成19年10月24日制定)等を整備し、研修等を通じ職員への徹底を図っているところである。
	c さらに、緑資源幹線林道事業及び農用地総合整備事業については、今後、新規採択は行わず、既着工路線・地区についても費用便益分析を実施して、費用便益比の低い路線・地区の工事の中止等必要に応じて事業規模・規格の見直し・縮小を行い、緑資源幹線林道事業は現在の着工路線の工事が終了した段階で、農用地総合整備事業は既着工地区が終了した段階で、事業の廃止を決定する。	結論、以降速やかに措置			◎ (農林水産省) 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)に基づき「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」により、 ・ 緑資源幹線林道事業については、独立行政法人の事業としては廃止 ・ 農用地総合整備事業については、現在実施中の区域の完了をもって事業を廃止することとしたところである。(平成20年3月31日公布、同年4月1日施行。)
⑤独立行政法人日本貿易振興機構 (経済産業省)	a 独立行政法人日本貿易振興機構が行う事業について、各事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果の定量的分析を行うなど、明確な指標に基づく事業実績の評価を実施し、特に対日投資支援事業については、投資効率の向上に努めるとともに、国際ビジネス支援事業については、更に具体的な受益者負担の基準の設定を行い、より適正な受益者負担を積極的に求める。	結論、以降速やかに措置			○ (経済産業省) 事業の費用対効果など定量的分析を行うべく、機構ではおよそ四半期に1回の割合で「アウトカム向上委員会」を開催し、事業実績の評価を常時実施している。同委員会チェックを受けた定量的分析の内容は、独立行政法人評価委員会に提出する「業務実績表」にも記載され、法人評価の対象とされているところ。 なお、対日投資支援事業については、「地域経済活性化に資する案件を除き、原則として初期投資額が3,000万円超の経済波及効果の大きい案件に重点化する。」こととした。(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)) また、機構が実施する事業に係る具体的な受益者負担の基準として、「受益者の負担に関する規程」(平成20年3月31日独立行政法人日本貿易振興機構規程第59号)を制定し、より適正な受益者負担を積極的に求めることとした。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
	b また、個々の事業の必要性等につき十分検討しつつ、人件費改革等の経費縮減に向けた取組、自己収入拡大、事業の廃止・外部化、随意契約の見直し等の取組を通じて、極力、運営費交付金等の国費を削減する等業務運営の効率化を推進する。	結論、以降速やかに措置			<p>○ (経済産業省)</p> <p>機構は、本俸の引き下げ率や現給保障の有無等において国家公務員を上回る人件費改革を実施中。</p> <p>また、随意契約見直し計画の策定(平成19年9月)、一部事務・事業の廃止・民営化(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定))及び官民競争入札等の導入(公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日閣議決定))等の取組みを通じて、業務運営のさらなる効率化を推進。</p> <p><参考></p> <p>○廃止・民営化する事務・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外資系企業意識調査事業(廃止) ・Invest Japan ニュースレター事業(廃止) ・見本市・イベント研究会開催事業(廃止) ・ASEAN・インド物流円滑化支援事業(廃止) ・日米中経済ワークショップ開催事業(廃止) ・見本市情報誌発行业務(廃止) ・貿易アドバイザー試験事業(廃止) ・東アジア地域のマクロ計量モデル開発事業(廃止) ・対日投資ハンドブック発行业務(民営化) ・国際インターンシップ支援事業(民営化) ・ビジネス日本語能力テスト事業(民営化) <p>○官民競争入札等を導入する事務・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国企業誘致担当者育成事業 ・見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運営 ・環境関連ミッション受入事業 ・ビジネスライブラリー運営業務 ・アジア経済研究所図書館運営業務 <p>○研究の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア経済研究所の研究をアジア地域等の貿易の拡大と経済協力の促進に資するための政策提言、政策提言のための分析、分析を支える基礎的・総合的研究に特化し、研究対象分野を「開発途上国の持続的発展に関する研究」に重点化する。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑥独立行政法人空港周辺整備機構 (国土交通省)	空港周辺整備機構は、前身の認可法人設立(大阪国際空港周辺整備機構については昭和49年、福岡空港周辺整備機構については昭和51年)以来今日まで、大阪国際空港及び福岡空港に係る移転補償業務や緑地造成事業を国から受託して行っているが、低騒音型機の導入や空港の運用の見直し等により騒音の発生を抑制し、騒音対策区域を見直すことはもとより、これらの業務・事業が開始以来既に30年を経ていることにかんがみ、騒音対策の大幅な縮小に向けて更なる見直しを図る。	検討	検討・結論		○(国土交通省) 大阪国際空港については、運用見直し後の騒音発生状況調査を平成19年度に実施した。その結果を踏まえ、平成20年度中に騒音対策区域の見直しを行う。 また、空港周辺環境対策については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において、平成20年度中に抜本的な見直しを行うこととしている。
⑦自衛隊地方協力本部が実施する援護業務等 (防衛省)	自衛隊地方協力本部において行われている自衛官の援護業務(再就職を希望する自衛官のための求人開拓等)については、現在、防衛省において「就職援護業務に係る部外力活用に関する調査研究」が実施されているところであり、当該調査研究の結果も踏まえつつ、民間開放を推進する。 なお、自衛隊地方協力本部において行われている自衛官の募集業務については、現在、多数の自衛官が自ら実施しているところであるが、その更なる効率化について、諸外国の動向も考慮しつつ、一部に退職自衛官を活用することなども含め検討する。	以降措置			○(防衛省) 平成19年度から関東地区の一部の地方協力本部における任期制自衛官の援護業務(求人開拓等)についての民間委託を実施。 なお、自衛隊地方協力本部において行われている自衛官の募集業務については、現在、多数の自衛官が自ら実施しているところであるが、その更なる効率化について、諸外国の動向も考慮しつつ、一部に退職自衛官を活用することなども含め検討中。
⑧バックオフィス業務の民間開放 (全府省) 【人事院】	バックオフィス(内部管理業務)については、「内部管理業務の業務見直し方針」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、官房基幹業務に関する業務の見直し及びシステムの整備等が実施されているが、更なる業務の合理化、システムの効率的整備等を行うことが重要である。 したがって、民間企業において外部委託が進んでいる内部管理業務について可能な限り民間開放を推進する。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	逐次実施			○【人事院】 人事院の内部管理業務のうち、人事及び給与に関する業務については、平成20年1月より、府省共通業務システムの1つである「人事・給与関係業務情報システム」での運用を開始。 同システムは、職員本人が届出・申請する行為及び人事・給与担当者が認定・決定する行為以外はシステム内で自動的に処理されることから、人事及び給与に関する業務については、民間委託が可能なものは見込まれない。 (防衛省) 防衛省では、省独自の業務(自衛官の人事、装備品の調達等)を除いた他省庁との共通的な内部管理業務(人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務)について、「電子政府構築計画」等に基づくシステムの整備による効率化や業務実施体制の見直しにより、4割以上の効率性の向上、当該業務に係る定員の3割以上の合理化を行うべく現在取組中である。 その一方、電子化等による効率化が実施しがたい業務については、民間への部外委託を実施している。(情報システムの維持管理等)